



東映株式会社

証券コード：9605

第101期定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映会館内 丸の内T O E I ①

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	21
連結計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	33

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 9605
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日: 2024年5月30日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映株式会社
取締役社長 吉村 文雄

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toei.co.jp/company/ir/meeting/index.html>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「東映」又は「コード」に当社証券コード「9605」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。3ページの「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時
※ 受付開始 午前9時
2. 場所 東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映会館内 丸の内T O E | ①
(末尾掲載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
- 1.第101期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 2.第101期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

以上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「I 会社の現況に関する事項」の「主要な事業所」、「IV 会計監査人の状況」、「V 会社の体制及び方針」の「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「2. 会社の支配に関する基本方針」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

ロデザイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

XXXXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

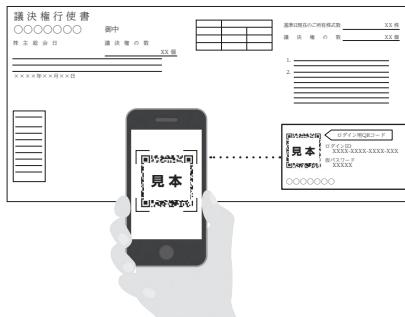
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事業報告

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

※ 百万円単位で記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が撤廃され、経済活動の正常化が進み、訪日外国人数の増加や個人消費の持ち直しの動きなど、全体的に緩やかな回復の傾向がみられています。その一方、世界的な金融引き締め等による影響や物価上昇に加え、ヨーロッパや中東地域をめぐる情勢や金融資本市場の変動の影響など、その先行きについては依然として不透明な状況にあります。

このような状況のなかで当社は、映像・催事・不動産事業の各事業におきまして、堅実な営業施策の遂行に努めました。その結果、当事業年度の売上高は558億4千6百万円（前年度比15.2%減）、営業利益は36億4千4百万円（前年度比39.5%減）、経常利益は75億9千2百万円（前年度比16.6%減）となり、また、特別利益として投資有価証券売却益を、特別損失として解体撤去費用等を計上いたしまして、当期純利益は62億7百万円（前年度比3.1%増）となりました。

次に事業別の概況をご報告申し上げます。

[映像事業]

映画製作配給業は、劇場用映画の提携製作と他社作品の受託配給を行い、当事業年度は別表記載の作品を配給いたしました。このうち、「劇場版アイドルリッシュセブン LIVE 4bit BEYOND THE PERIOD」「鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎」「翔んで埼玉～琵琶湖より愛をこめて～」が大ヒットし、「Gメン」「映画プリキュアオールスターズF」等がヒットしました。また、前事業年度に公開した作品のうち、「THE FIRST SLAM DUNK」が引き続き大ヒットし、「ONE PIECE FILM RED」「シン・仮面ライダー」が引き続きヒットしました。

(別表)

提携製作作品	
1	おとななじみ
2	劇場版「美少女戦士セーラームーンCosmos」前編
3	忌怪島／きかいじま
4	劇場版「美少女戦士セーラームーンCosmos」後編
5	映画 仮面ライダーギーツ 4人のエースと黒狐 映画 王様戦隊キングオージャー アドベンチャー・ヘブン
6	リボルバー・リリー
7	Gメン
8	禁じられた遊び
9	映画プリキュアオールスターズF
10	BAD LANDS バッド・ランズ
11	キリエのうた
12	デジモンアドベンチャー02 THE BEGINNING
13	法廷遊戯
14	鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎
15	翔んで埼玉～琵琶湖より愛をこめて～
16	仮面ライダー THE WINTER MOVIE ガッチャード&ギーツ 最強ケミー★ガッチャ大作戦
17	身代わり忠臣蔵
18	映画おしりたんてい さらば愛しき相棒 (おしり) よ
受託配給作品	
19	聖闘士星矢 The Beginning
20	劇場版アイドルリッシュセブン LIVE 4bit BEYOND THE PERIOD

映画興行業は、直営劇場において上映作品のうち「THE FIRST SLAM DUNK」「劇場版 アイドリッシュセブン LIVE 4bit BEYOND THE PERIOD」等が好調に稼働いたしました。当事業年度末の直営劇場数は、前年度末と同数の2館であります。なお、映画興行業につきましては、当社子会社・(株)ティ・ジョイによるシネマコンプレックス（共同経営、共同運営含め22サイト218スクリーン）の運営が、事業の中心となっております。

ドラマ事業は、テレビ映画に関して各放送局間の激しい視聴率競争により番組編成の多様化が進むなか、受注市場は厳しい状況にありましたが、作品内容の充実と受注本数の確保に努め、当事業年度は60分作品「相棒」「科捜研の女」など49本、30分作品「仮面ライダーギーツ」「ひろがるスカイ！プリキュア」など151本、ワイド・スペシャル作品「松本清張ドラマプレミアム『顔』・『ガラスの城』」など19本の計219本を製作してシェアを維持し、また、「王様戦隊キングオージャー」「仮面ライダーギーツ」「仮面ライダーガッチャード」などキャラクターの商品化権営業も堅調でした。

コンテンツ事業は、劇場用映画等の地上波・BS・CS放映権及びビデオ化権の販売、Amazonプライム・ビデオをはじめとした配信事業者向けの配信権販売を行い、その結果、旧作テレビ時代劇やテレビ映画「相棒」シリーズ等の放映権販売、「レジェンド&バタフライ」「シン・仮面ライダー」等の配信権販売が好調でした。また、「東映特撮ファンクラブ」における会員数の増加が売上に寄与しました。ビデオソフト販売においては、当社子会社・東映ビデオ(株)との連携を密にして、DVD・ブルーレイディスクあわせて251作品を発売し、「THE FIRST SLAM DUNK」「ONE PIECE FILM RED」等のDVD、ブルーレイディスク販売が好調でした。

国際営業は、劇場用映画・テレビ映画等の海外販売、「暴太郎戦隊ドンブラザーズ」などテレビ映画の海外向け商品化権販売とともに、「ボヘミアン・ラプソディ」「レヴェナント：蘇えりし者」など外国映画のテレビ放映権の輸入販売を行い、順調に推移しました。

そのほか、教育映像業は、教育映像の製作配給等を行い、2023年教育映像祭において「バースデイ」が最優秀作品賞を受賞しました。

撮影所事業は、劇場用映画・テレビ映画等の受注製作、部分請負等を行いました。

以上により、当事業の売上高は387億5千1百万円（前年度比24.7%減）となりました。

〔催事事業〕

催事事業は、「北斗の拳 40周年大原画展 ～愛をとりもどせ!!～」 「暴太郎戦隊ドンブラザーズファイナルライブツアー2023」をはじめ、様々なジャンルの展示型イベント、ライブイベントや舞台演劇、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行いました。また、映画関連商品の販売やオンラインサイトによるイベント商品の通信販売、仮面ライダーストア等でキャラクターグッズの販売を行うなど積極的な営業活動を展開いたしました。

以上により、当事業の売上高は100億1千6百万円（前年度比26.5%増）となりました。

〔不動産事業〕

不動産賃貸業は、物価の上昇傾向にもかかわらず、賃料水準が上昇線を描く状況には至らず、特に地方圏では全体的に厳しい状況が続きました。当事業年度は、引き続き「東映太秦映画村」「プラッツ大泉」「オズ スタジオ シティ」「渋谷東映プラザ」「新宿三丁目イーストビル」「E～maビル」「広島東映プラザ」等の賃貸施設が稼働しました。

ホテル業においては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の撤廃により国内の旅行需要が急回復し、また、円安効果で訪日外国人観光客数も増加する一方、引き続き物価高の影響を受けております。このような状況のなか、価格改定やコスト管理の徹底に努めるなど営業努力を重ねました。

以上により、当事業の売上高は70億7千9百万円（前年度比9.2%増）となりました。

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は21億5千万円で、その主なものは東大泉2丁目プロジェクトに伴う工事費用であります。

4. 対処すべき課題

当社グループは『愛される「ものがたり」を全世界に』を使命とし、世の中の変化を捉え、新しいメディアに対応しながら、映像製作を一貫して継続してきました。

現在、少子高齢化やそれに伴う人口減少、消費者ニーズや伝達媒体の多様化等、当社グループを取り巻く経営環境は急激に変化しております。

こうした状況のなか、当社グループの経営課題として以下を認識しております。

【経営課題】

- ・ オリジナルを中心とした新規IP創出力の増強によるIPポートフォリオの拡充
- ・ IPのグローバル展開の加速と、国内・海外のIPマルチユース促進によるIPあたり収益の最大化
- ・ 持続的成長に向けたIPライフサイクルの長期化

そして、これらの経営課題の解決に向け、グループの中長期的な成長戦略として『東映グループ中長期VISION「TOEI NEW WAVE 2033」』を2023年2月に策定し、推進しています。当社グループの強みは多様で魅力的な作品群を生み出す源泉となる企画製作力、そしてIPホルダーとして収益最大化を実現するマルチユース展開力と認識し、その強みを活用した重点施策として、以下に取り組んでおります。

【重点施策】

- ①映像事業収益の最大化
- ②コンテンツのグローバル展開へのチャレンジ
- ③映像事業強化のための人的投資の拡大
- ④持続的なチャレンジと成長を支える経営基盤強化

上記施策展開により、国内外でのトップライン拡大及びベースライン収益の向上を目指すとともに、ステークホルダーの皆様に向けた更なる開示の充実にも取り組みます。

東映グループ中長期VISIONのスローガンである「To the World, To the Future - 「ものがたり」で世界と未来を彩る会社へ-」のもと、引き続き、経営課題の解決に尽力してまいります。

【TOEI NEW WAVE 2033】全体像

経営ビジョン2033	<p style="text-align: center;">To the World, To the Future — 「ものがたり」で世界と未来を彩る会社へ —</p>	
2026年で目指す姿	<p style="text-align: center;">実写・アニメともにグローバルコンテンツの創造発信基盤を確立する</p>	
東映グループの強み	<p style="text-align: center;">企画製作力</p>	<p style="text-align: center;">マルチユース展開</p>
成長戦略	<p style="text-align: center;">実写、アニメ映像事業を強化・拡大し、グローバル展開を加速する</p>	
重点施策	<p>1 映像事業収益の最大化</p> <p>1. 企画製作力の強化 2. コンテンツのマルチユース促進 3. IPライフサイクルの長期化</p>	
	<p>2 グローバル展開へのチャレンジ</p> <p>1. グローバルメジャーと共同開発・世界展開 2. 現地企業とローカライズオリジナル作品の共同制作</p>	
	<p>3 映像事業強化のための人的投資の拡大</p>	
	<p>4 持続的なチャレンジと成長を支える経営基盤強化</p> <p>① 事業基盤強化に向けた投資戦略 ② コーポレートガバナンスの強化 ③ サステナビリティへの取り組み ④ 資本・財務戦略</p>	

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 (2021年3月期)	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	32,313	37,754	65,871	55,846
経 常 利 益 (百万円)	1,832	2,979	9,101	7,592
当 期 純 利 益 (百万円)	1,431	2,243	6,021	6,207
1株当たり当期純利益 (円)	22.22	34.81	93.57	96.54
総 資 産 (百万円)	146,608	150,812	160,079	168,551
純 資 産 (百万円)	85,433	88,656	92,425	101,580
1株当たり純資産 (円)	1,325.65	1,375.71	1,437.48	1,579.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第98期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

6. 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
東映アニメーション株式会社	2,867 ^{百万円}	41.0 % (6.8)	各種アニメーション映画の製作・販売
東映ビデオ株式会社	27	100.0 (63.0)	各種ビデオソフトの製作・販売
株式会社ティ・ジョイ	3,000	58.7 (8.0)	シネマコンプレックスの企画、開発、経営
株式会社東映テレビ・プロダクション	20	100.0	テレビ映画の製作

- (注) 1. 議決権比率には、() 内に表示した間接所有の議決権比率が含まれております。
2. 当社は、2024年3月15日付で、株式会社ティ・ジョイの株式を追加取得しております。

7. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

映像事業

- 映画製作配給業 劇場用映画の製作及び配給
- 映画興行業 映画劇場の経営
- ドラマ事業 テレビ映画等の製作、キャラクターの商品化権営業
- コンテンツ事業 各種映画の著作権営業、ビデオソフト等の販売
- 国際営業 各種映画の輸出入
- 教育映像業 教育映像の製作配給及び受注製作
- 撮影所事業 各種映像作品の受注製作
ポストプロダクション（各種映像作品の編集から完成までの仕上げ）業務、映像製作における新技術の研究開発

催事事業

不動産事業

- イベントの提供、映画関連商品の製作販売
- 不動産の賃貸及び販売、ホテルの経営

8. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

区分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	269 名	- 2 名	44.4 歳	16.2 年
女性	112	+ 15	38.9	13.5
計又は平均	381	+ 13	42.7	15.4

(注) 受入出向者6名を含み、嘱託52名及び出向者18名を除いております。

9. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	7,637 百万円
東映アニメーション株式会社	6,000

II 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 株式数

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,768,909株

(注) 当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、2024年4月1日付で普通株式1株を5株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更しました。これにより、発行可能株式総数は150,000,000株に、発行済株式の総数は73,844,545株となりました。

2. 株主数 6,702名 (前年度末比 93名増)

3. 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 テレビ朝日ホールディングス	2,528千株	19.6%
株式会社 TBSテレビ	1,215	9.4
株式会社 バンダイナムコホールディングス	1,035	8.0
JP MORGAN CHASE BANK 380815	931	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	848	6.6
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	733	5.7
東急株式会社	600	4.7
株式会社 フジ・メディア・ホールディングス	572	4.4
日本テレビ放送網株式会社	480	3.7
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	240	1.9

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式1,880,609株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式は含まれておりません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	多 田 憲 之	株式会社ティ・ジョイ 代表取締役社長 株式会社セントラル・アーツ 代表取締役社長 東映アニメーション株式会社 取締役 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 株式会社テレビ朝日 取締役
代表取締役 取締役社長	吉 村 文 雄	映像本部長兼コンテンツ事業部門統括 東映アニメーション株式会社 取締役
専務取締役	和 田 耕 一	経営管理本部長兼経営戦略部担当 東映アニメーション株式会社 監査役
常務取締役	鎌 田 裕 也	不動産事業本部長兼不動産戦略部長 株式会社東映京都スタジオ 代表取締役社長
取 締 役	小 嶋 雄 嗣	映像本部副本部長兼映画事業担当、撮影所事業担当、 京都撮影所長、太秦地区担当
取 締 役	野 本 弘 文	東急株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
取 締 役	早 河 洋	株式会社テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長 株式会社テレビ朝日 代表取締役会長
取 締 役 (常勤監査等委員)	堀 口 政 浩	
取 締 役 (監査等委員)	神 津 信 一	神津・山田税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 名誉会長 株式会社ランドコンピュータ 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	塩 生 朋 子	四谷共同法律事務所 弁護士 株式会社アズパートナーズ 社外監査役 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 仁	

- (注) 1. 取締役野本弘文、早河 洋の両氏は、社外取締役であります。
 2. 当社監査等委員会は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀口政浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 3. 取締役（監査等委員）神津信一、塩生朋子、佐藤 仁の各氏は、社外取締役であります。

4. 当事業年度中に次のとおり取締役、監査等委員である取締役の異動がありました。

(1) 地位の異動

(2023年4月1日付)

代表取締役 多田 憲之 (従来・代表取締役
取締役会長 取締役会長兼社長)

代表取締役 吉村 文雄 (従来・常務取締役
取締役社長)

(2023年6月29日付)

専務取締役 和田 耕一 (従来・常務取締役)

常務取締役 鎌田 裕也 (従来・取締役)

(2) 担当の異動

(2023年4月1日付)

代表取締役 多田 憲之 特定の委嘱業務なし
取締役会長 (従来・映像本部長)

代表取締役 吉村 文雄 映像本部長兼コンテンツ事業部門統括
取締役社長 (従来・映像本部副本部長)

取締役 小嶋 雄嗣 映像本部副本部長兼京都撮影所長、太秦地区担当
(従来・京都撮影所長兼太秦地区担当)

(2023年6月29日付)

取締役 小嶋 雄嗣 映像本部副本部長兼映画事業担当、撮影所事業担当、京都撮影所
長、太秦地区担当
(従来・映像本部副本部長兼京都撮影所長、太秦地区担当)

5. 当事業年度末日後に次のとおり取締役の異動がありました。

担当の異動

(2024年4月1日付)

代表取締役 吉村 文雄 映像本部長
取締役社長 (従来・映像本部長兼コンテンツ事業部門統括)

取締役 小嶋 雄嗣 映像本部副本部長兼撮影所事業部門長、京都撮影所長、太秦地区
担当

取締役 小嶋 雄嗣 (従来・映像本部副本部長兼映画事業担当、撮影所事業担当、京
都撮影所長、太秦地区担当)

6. 取締役(監査等委員)神津信一氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 取締役(監査等委員)佐藤 仁氏は、過去に東京急行電鉄株式会社(現・東急株式会社)及び株式会社東急レクリエーションの財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 取締役野本弘文及び取締役(監査等委員)神津信一、塩生朋子、佐藤 仁の各氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。

9. 塩生朋子氏の戸籍上の氏名は美坂朋子であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各監査等委員である社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、子会社である株式会社ティ・ジョイを含む取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬

【取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針】

当社は、2022年12月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。なお、当社は、2023年1月1日付で、社外取締役が過半数を占め、社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を決定しており、任意の指名・報酬委員会の答申を参考に、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は取締役会で決議された決定方針と整合し、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 基本報酬に関する方針

月額報酬（確定額の報酬）として、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責・成果、執行役員及び従業員の給与・賞与・昇給等の水準、最近事業年度の経営成績目標に対する到達度、過去の支給実績などを総合的に勘案し、報酬額を決定します。

(2) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）を対象に業績連動型株式報酬を導入し、原則として、別に定める株式交付規程の基準に従い退任後に当社株式を交付します（以下、「業績連動型株式報酬」という。）。

(3) 報酬等の割合に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は月額報酬及び業績連動型株式報酬で構成されており、監査等委員である取締役及び社外取締役は月額報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。なお、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の月額報酬及び業績連動型株式報酬の割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。

(4) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

①月額報酬

月額報酬は金銭とし、在任中に、原則として毎月一定の時期に支払うものとします。

②業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、毎年一定の時期にあらかじめ定められた固定ポイント及び業績連動ポイントを付与しますが、業績連動ポイントは当社の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じることによって0%~200%の範囲内で変動します。取締役等の退任後、当該取締役等の在任期間中に付与された固定ポイント及び業績連動ポイントの累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。なお、業績連動ポイントにおける指標は、当社の事業形態等に適したのものとして、収益性指標である単体営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としております。

(5) 報酬等の委任に関する事項

取締役会は、前述の方針に基づいて、代表取締役社長 吉村 文雄（映像本部長兼コンテンツ事業部門統括）に、個人別の報酬等の内容の最終決定を委任しており、同氏は、任意の指名・報酬委員会の答申及び上記方針に基づいた個人別の報酬案の作成を担当部署に指示するとともに、作成された個人別の報酬案の内容を検討したうえで、個人別の報酬等の内容を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、当社は、任意の指名・報酬委員会の議論を踏まえ、2024年6月27日開催予定の第101期定時株主総会で第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2024年5月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）の変更を決議しております。当該変更後の決定方針の概要は本招集ご通知44ページから46ページに記載のとおりです。

【取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第99期定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

また、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動型株式報酬の額は、2022年6月29日開催の第99期定時株主総会において連続する3事業年度を対象として600百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第99期定時株主総会において年額70百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

【業績連動報酬等に関する事項】

当社は、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度を2022年に導入しました。「業績連動型株式報酬」は取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性を明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めること及び株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。

なお、当該業績連動型株式報酬に係る指標は、単体営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、実績はそれぞれ3,644百万円、13,971百万円であります。

【当事業年度に係る報酬等の総額等】

区 分	報酬等総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	254 (14)	183 (14)	71 (-)	71 (-)	7 (2)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	38 (18)	38 (18)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に役員株式給付引当金繰入額として費用計上した株式報酬相当額であります。
2. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与35百万円（賞与9百万円を含む。）は含まれておりません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係（2024年3月31日現在）

氏名	重要な兼職の状況
野本弘文 （社外取締役）	東急株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
早河洋 （社外取締役）	株式会社テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長 株式会社テレビ朝日 代表取締役会長
神津信一 社外取締役（監査等委員）	神津・山田税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 名誉会長 株式会社ランドコンピュータ 社外取締役
塩生朋子 社外取締役（監査等委員）	四谷共同法律事務所 弁護士 株式会社アズパートナーズ 社外監査役 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事
佐藤仁 社外取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 社外取締役野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長を兼務しており、同社は当社普通株式600,000株（発行済株式の総数の4.1%）を、当社は同社普通株式1,451,103株（発行済株式の総数の0.2%）をそれぞれ保有しております。また、当社は同社との間に渋谷東映プラザの一部賃貸等の取引があります。
2. 社外取締役野本弘文氏は、東急不動産ホールディングス株式会社の取締役を兼務しております。当社と当該兼職先との間には、特別な関係はありません。
3. 社外取締役野本弘文氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの社外取締役を兼務しており、当社は同社普通株式242,650株（発行済株式の総数の0.0%）を保有しております。
4. 社外取締役早河洋氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長を兼務しており、同社は当社普通株式2,528,100株（発行済株式の総数の17.1%）を、当社は同社普通株式18,522,900株（発行済株式の総数の17.1%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。
5. 社外取締役早河洋氏は、株式会社テレビ朝日の代表取締役会長を兼務しております。同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の制作受託等の取引があります。
6. 社外取締役（監査等委員）神津信一氏は、神津・山田税理士法人の税理士、代表社員及び日本税理士会連合会の名誉会長並びに株式会社ランドコンピュータの社外取締役を兼務しております。当社と当該兼職先との間には、特別な関係はありません。
7. 社外取締役（監査等委員）塩生朋子氏は、四谷共同法律事務所の弁護士並びに株式会社アズパートナーズの社外監査役及びパルシステム生活協同組合連合会の員外監事を兼務しております。当社と当該兼職先との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
野本弘文 (社外取締役)	取締役会は13回開催中12回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、取締役会において定期的に、自身が経営に携わる企業グループの取り組み等について報告するなど、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
早河洋 (社外取締役)	取締役会は13回開催中12回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、取締役会において定期的に、自身が経営に携わる企業グループの取り組み等について報告するなど、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
神津信一 社外取締役 (監査等委員)	取締役会は13回開催中11回に、監査等委員会は13回開催中11回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。また、税務の専門家としての経験・見識をもとに、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
塩生朋子 社外取締役 (監査等委員)	取締役会は13回開催中13回に、監査等委員会は13回開催中13回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。また、法律の専門家としての経験・見識をもとに、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
佐藤仁 社外取締役 (監査等委員)	取締役会は13回開催中13回に、監査等委員会は13回開催中13回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。また、当社の主要な事業である映画興行や不動産事業に関する経験・見識をもとに、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(資産の部)		百万円	(負債の部)		百万円
流動資産		26,221	流動負債		27,276
現金及び預金		6,153	支払手形		268
受取手形		1	買掛金		9,206
売掛金		12,297	短期借入金		9,800
商品及び製品		386	1年内返済予定の長期借入金		1,207
仕掛品		4,871	未払金		2,827
原材料及び貯蔵品		462	未払法人税等		757
その他金		2,050	前受金		423
貸倒引当金		△1	賞与引当金		558
固定資産		142,329	契約負債		1,025
有形固定資産		77,741	その他		1,203
建物		22,862	固定負債		39,693
構築物		304	長期借入金		15,779
機械及び装置		323	繰延税金負債		5,903
土地		52,063	再評価に係る繰延税金負債		7,943
建設仮勘定		1,111	退職給付引当金		2,583
その他		1,077	役員株式給付引当金		190
無形固定資産		320	長期預り保証金		5,704
投資その他の資産		64,267	その他		1,588
投資有価証券		39,687	負債合計		66,970
関係会社株式		21,800	(純資産の部)		
長期滞留債権		1,960	株主資本		71,529
前払年金費用		1,361	資本金		11,707
その他		1,330	資本剰余金		13,872
貸倒引当金		△1,871	資本準備金		5,297
			その他資本剰余金		8,575
			利益剰余金		53,529
			利益準備金		2,926
			その他利益剰余金		50,602
			固定資産圧縮積立金		873
			繰越利益剰余金		49,729
			自己株式		△7,578
			評価・換算差額等		30,051
			その他有価証券評価差額金		18,601
			土地再評価差額金		11,449
			純資産合計		101,580
資産合計		168,551	負債・純資産合計		168,551

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

		百万円
売上高		55,846
売上原価		38,212
売上総利益		17,633
販売費及び一般管理費		13,989
営業利益		3,644
営業外収益		4,095
受取利息及び配当金		4,042
その他		53
営業外費用		147
支払利息		144
その他		3
経常利益		7,592
特別利益		133
投資有価証券売却益		133
特別損失		256
解体撤去費用		121
減損損失		56
固定資産除却損		43
投資有価証券評価損		32
その他		2
税引前当期純利益		7,469
法人税、住民税及び事業税		1,410
法人税等調整額		△147
当期純利益		6,207

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(資産の部)		(負債の部)	
	百万円		百万円
流動資産	169,661	流動負債	53,927
現金及び預金	105,182	支払手形及び買掛金	33,538
受取手形、売掛金及び契約資産	38,939	短期借入金	240
商品及び製品	2,209	1年内返済予定の長期借入金	1,207
仕掛品	14,467	未払法人税等	3,628
原材料及び貯蔵品	656	賞与引当金	1,437
その他	8,296	その他	13,875
貸倒引当金	△90	固定負債	41,248
固定資産	241,744	長期借入金	12,779
有形固定資産	91,576	繰延税金負債	7,579
建物及び構築物	34,136	再評価に係る繰延税金負債	7,943
機械装置及び運搬具	1,427	役員退職慰労引当金	228
工具、器具及び備品	915	役員株式給付引当金	366
土地	51,963	退職給付に係る負債	4,706
リース資産	1,175	長期預り保証金	4,496
建設仮勘定	1,957	その他	3,147
無形固定資産	1,973	負債合計	95,175
投資その他の資産	148,195	(純資産の部)	
投資有価証券	126,319	株主資本	191,937
長期貸付金	261	資本金	11,707
退職給付に係る資産	4,021	資本剰余金	22,760
繰延税金資産	274	利益剰余金	169,065
差入保証金	3,419	自己株式	△11,594
その他	14,007	その他の包括利益累計額	44,512
貸倒引当金	△108	その他有価証券評価差額金	28,644
		繰延ヘッジ損益	△5
		土地再評価差額金	11,449
		為替換算調整勘定	2,469
		退職給付に係る調整累計額	1,954
		非支配株主持分	79,780
		純資産合計	316,230
資産合計	411,406	負債・純資産合計	411,406

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

		百万円
売上		171,345
売上	上原	104,452
販売	費及び一般	66,892
営業	管理	37,550
	利益	29,342
営業	外収	6,098
	受取	861
	受持	968
	分法に	2,119
	為替	1,896
	その	253
営業	外費	124
	支出	87
	資	22
	金の	13
	運	13
	の	13
	用	13
	息	13
	損	13
	他	13
	益	13
	常	13
	利	13
	益	13
特	別	450
	投資	430
	有価	19
	証券	19
	の	19
特	別	356
	減	224
	固	55
	定	41
	体	34
	撤	34
	去	34
	の	34
	費	34
	用	34
	損	34
	失	34
	他	34
	益	34
	前	34
	当	34
	期	34
	純	34
	利	34
	益	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34
	整	34
	額	34
	等	34
	調	34

「計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

東映株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東映株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

「連結計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

東映株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東映株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

「監査等委員会 監査報告書」 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

東映株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	堀	□	政	浩	Ⓜ
監査等委員	神	津	信	一	Ⓜ
監査等委員	塩	生	朋	子	Ⓜ
監査等委員	佐	藤		仁	Ⓜ

(注) 監査等委員神津信一、塩生朋子及び佐藤 仁の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと考えており、経営基盤の強化と財務体質の改善をはかるとともに、経営成績等も勘案しつつ、継続的で安定した配当を実施することを目指しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき30円の普通配当に特別配当75円を加え、合計105円とさせていただきますたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき135円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金105円 総額1,353,271,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

(注) 当社は、2024年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。2024年3月期の期末配当につきましては、配当基準日が2024年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営の監督機能の強化を図るため、独立社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を経て決定しており、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・職位	候補者属性	取締役会出席状況
1	ただのりゆき 多田 憲之	代表取締役会長	再任	13/13回
2	よしむらふみお 吉村 文雄	代表取締役社長	再任	13/13回
3	わだこういち 和田 耕一	専務取締役	再任	12/13回
4	かまたゆうや 鎌田 裕也	常務取締役	再任	13/13回
5	こじまゆうじ 小嶋 雄嗣	取締役	再任	13/13回
6	はやかわひろし 早河 洋	社外取締役	再任	12/13回
7	のむとひろふみ 野本 弘文	社外取締役	再任 社外 独立役員	12/13回
8	うえきよしはる 植木 義晴		新任 社外 独立役員	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">た だ の り ゆ き 多 田 憲 之 (1949年9月6日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回</p>	<p>1972年4月 当社に入社 1997年6月 当社北海道支社長 2000年7月 当社映画宣伝部長 2008年1月 当社秘書部長 2008年6月 当社執行役員に就任 2010年6月 当社取締役に就任 2012年6月 当社総務部長兼監査部長 2013年6月 当社監査部担当 2013年6月 当社常務取締役に就任 2014年4月 当社代表取締役に就任 2014年6月 当社映像本部長 2020年6月 当社取締役相談役に就任 2021年6月 当社代表取締役会長に就任 2023年2月 当社代表取締役会長兼社長に就任 2023年2月 当社映像本部長 2023年4月 当社代表取締役会長に就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東映アニメーション(株)取締役、(株)ティ・ジョイ代表取締役社長 (株)セントラル・アーツ代表取締役社長 (株)テレビ朝日ホールディングス社外取締役、(株)テレビ朝日取締役</p>	5,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>多田憲之氏は、2010年に当社取締役に就任し、2014年から代表取締役社長、現在は代表取締役会長を務めており、長きに亘り陣頭に立って経営の指揮を執ってまいりました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p style="text-align: center;">よ し む ら ふ み お 吉 村 文 雄 (1965年2月3日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回</p>	<p>1988年4月 当社に入社 2016年6月 当社コンテンツ事業部長 2018年6月 当社執行役員に就任 2020年6月 当社取締役に就任 2020年6月 当社ビデオ営業部門担当 2021年4月 当社コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ企画営業部長</p> <p>2021年6月 当社常務取締役に就任 2022年7月 当社映像本部副本部長 2023年4月 当社代表取締役社長に就任 (現任) 2023年4月 当社映像本部長兼コンテンツ事業部門統括 2024年4月 当社映像本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東映アニメーション(株)取締役</p>	2,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>吉村文雄氏は、2020年に当社取締役に就任し、現在は代表取締役社長を務めており、陣頭に立って経営の指揮を執ってまいりました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	和田 耕一 (1965年9月7日生) 再任 取締役会出席状況 12回/13回	1988年4月 当社に入社 2014年6月 当社経理部長 2016年6月 当社執行役員に就任 2018年6月 当社取締役就任 2020年6月 当社経営戦略部担当(現任) 2021年6月 当社常務取締役就任 2022年7月 当社経営管理本部長(現任) 2023年6月 当社専務取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 東映アニメーション(株)監査役	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>和田耕一氏は、2018年に当社取締役就任し、現在は専務取締役経営管理本部長兼経営戦略部担当を務めており、財務・会計全般、管理・経営戦略分野において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	鎌田 裕也 (1968年4月2日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回	1991年4月 当社に入社 2016年6月 当社不動産開発部長兼不動産営業部長 2018年6月 当社執行役員に就任 2021年6月 当社不動産戦略部長(現任) 2022年6月 当社取締役就任 2022年7月 当社不動産事業本部長(現任) 2023年6月 当社常務取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)東映京都スタジオ代表取締役社長	1,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>鎌田裕也氏は、2022年に当社取締役就任し、現在は常務取締役不動産事業本部長兼不動産戦略部長を務めており、不動産事業全般において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	小嶋 雄嗣 (1959年6月28日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回	1984年4月 当社に入社 2005年6月 当社テレビ企画制作部チーフプロデューサー 2009年6月 (株)東映テレビ・プロダクションに出向 2014年6月 同社専務取締役就任 2021年6月 当社顧問(大泉地区担当)に就任 2022年6月 当社取締役就任(現任) 2022年7月 当社京都撮影所長兼太秦地区担当(現任) 2023年4月 当社映像本部副本部長(現任) 2023年6月 当社映画事業担当兼撮影所事業担当 2024年4月 当社撮影所事業部門長(現任)	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小嶋雄嗣氏は、2022年に当社取締役就任し、現在は取締役映像本部副本部長兼撮影所事業部門長、京都撮影所長、太秦地区担当を務めており、映像事業全般において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	はやかわ ひろし 早河 洋 (1944年1月1日生) 再任 取締役会出席状況 12回/13回	1967年4月 (株)日本教育テレビ(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)に入社 1999年6月 同社取締役就任 2001年6月 同社常務取締役就任 2005年6月 同社代表取締役専務就任 2007年6月 同社代表取締役副社長就任 2009年6月 同社代表取締役社長就任 2012年6月 当社取締役就任(現任) 2014年6月 (株)テレビ朝日ホールディングス代表取締役会長兼CEO就任 2019年6月 同社代表取締役会長・CEO就任 2022年2月 同社代表取締役会長・CEO兼社長・COO就任 2022年6月 同社代表取締役会長就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)テレビ朝日ホールディングス代表取締役会長 (株)テレビ朝日代表取締役会長	0株
取締役候補者とした理由 早河 洋氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長として一流企業グループの経営を経験され、当社の主要な事業の1つでありますドラマ事業に関係した豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされること等が期待できることから、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同社は当社の特定関係事業者(関連会社)であり、同氏は、その業務執行者であります。			
7	のもと ひろ ふみ 野本 弘文 (1947年9月27日生) 再任 社外 独立役員 取締役会出席状況 12回/13回	1971年4月 東京急行電鉄(株)(現・東急(株))に入社 2007年6月 同社取締役就任 2008年1月 同社常務取締役就任 2008年6月 同社専務取締役就任 2010年6月 同社代表取締役専務就任 2011年4月 同社代表取締役社長就任 2014年6月 当社取締役就任(現任) 2015年6月 東京急行電鉄(株)(現・東急(株))社長執行役員就任 2018年4月 同社代表取締役会長就任(現任) (重要な兼職の状況) 東急(株)代表取締役会長 東急不動産ホールディングス(株)取締役 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役	2,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長として一流企業グループの経営を経験され、その豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされること等を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	うえ き よし はる 植木義晴 (1952年9月16日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">独立役員</div>	1975年6月 日本航空(株)に入社 2010年2月 同社執行役員に就任 2010年12月 同社専務執行役員に就任 2012年2月 同社代表取締役社長執行役員に就任 2018年4月 同社代表取締役会長に就任 2020年4月 同社取締役会長に就任 2024年4月 同社取締役に就任(現任)	0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植木義晴氏は、日本航空株式会社の代表取締役社長、会長を歴任しており、グローバルに展開する企業グループのトップとして企業経営をけん引してきた経験があります。その豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされること等を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 多田憲之氏は、東映アニメーション株式会社の取締役に兼務しており、当社は同社との間に映画の製作発注、著作権料の支払等の取引があります。
同氏は、株式会社ティ・ジョイの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に映画の配給及び建物賃貸等の取引があります。
同氏は、株式会社セントラル・アーツの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に映画の製作発注、著作権料の支払等の取引があります。
同氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの社外取締役に兼務しており、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。
同氏は、株式会社テレビ朝日の取締役に兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
 - (2) 吉村文雄氏は、東映アニメーション株式会社の取締役に兼務しており、当社は同社との間に映画の製作発注、著作権料の支払等の取引があります。
 - (3) 鎌田裕也氏は、株式会社東映京都スタジオの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に映画村施設の賃貸等の取引があります。
 - (4) 野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間に渋谷東映プラザの一部賃貸等の取引があります。
 - (5) 早河 洋氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長を兼務しており、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。
同氏は、株式会社テレビ朝日の代表取締役会長を兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
 - (6) 植木義晴氏は、2024年6月開催予定の日本航空株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社の取締役に退任予定であります。
 - (7) 他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野本弘文、植木義晴の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 早河 洋氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしておりますが、当社の主要株主である株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役であることから、非業務執行取締役として選任させていただくこととしました。
 4. 野本弘文氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、植木義晴氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 当社は、野本弘文、早河 洋の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、植木義晴氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認され、取締役就任に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告16ページをご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する当社の株式の数は、当該株式分割後の株式数としております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を経て決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位・職位	候補者属性	取締役会出席状況
1	ほりぐち まさひろ 堀口 政浩	取締役監査等委員 (常勤)	再任	13/13回
2	しおいけ ともこ 塩生 朋子	社外取締役 監査等委員	再任 社外 独立役員	13/13回
3	さとう ひとし 佐藤 仁	社外取締役 監査等委員	再任 社外 独立役員	13/13回
4	かつらがわ し ま 桂川 志麻		新任 社外 独立役員	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ほりぐちまさひろ 堀口政浩 (1960年9月6日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回	1985年4月 当社に入社 2011年6月 当社経営戦略部長 2012年6月 当社秘書部長 2014年6月 当社執行役員に就任 2022年6月 当社取締役常勤監査等委員に就任(現任)	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>堀口政浩氏は、当社執行役員を退任後、現在は当社の監査等委員である取締役(常勤)として、会計監査人等と連携し、取締役及び取締役会の職務の執行を適切に監査しております。豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社経営の監査機能を強化すべく、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	しおいけともこ 塩生朋子 (1975年6月20日生) 再任 社外 独立役員 取締役会出席状況 13回/13回	2009年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 2010年1月 四谷共同法律事務所入所(現任) 2021年6月 当社監査役に就任 2022年6月 当社取締役監査等委員に就任(現任) (重要な兼職の状況) 四谷共同法律事務所 弁護士 (株)アズパートナーズ 社外監査役 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>塩生朋子氏は、弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を兼ね備えております。法律の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>さとう ひとし 佐藤 仁 (1951年7月7日生)</p> <p>再任 社外</p> <p>独立役員</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回</p>	<p>1975年4月 東京急行電鉄(株) (現・東急(株)) に入社 1995年10月 (株)東急レクリエーションに入社 1997年3月 同社取締役役に就任 2002年5月 同社常務取締役役に就任 2006年3月 同社専務取締役役に就任 2007年3月 同社代表取締役社長に就任 2014年3月 同社取締役会長に就任 2016年3月 同社取締役相談役に就任 2017年3月 同社相談役に就任 (現任) 2022年6月 当社取締役監査等委員に就任 (現任)</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>佐藤 仁氏は、株式会社東急レクリエーションの経営を長く経験され、当社の主要な事業であります映画興行業や不動産事業に関係した豊富な経験・知識をお持ちであります。同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			
4	<p>かつらがわ しま 桂川 志麻 (1973年9月4日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立役員</p>	<p>1997年4月 山田恵美子税理士事務所入所 2001年3月 税理士登録 2022年1月 改組により神津・山田税理士法人社員に就任</p> <p>(重要な兼職の状況) 神津・山田税理士法人 社員税理士</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>桂川志麻氏は、税理士としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を兼ね備えております。税務の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 塩生朋子、佐藤 仁及び桂川志麻の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 塩生朋子氏の戸籍上の氏名は美坂朋子であります。
4. 塩生朋子、佐藤 仁の両氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、桂川志麻氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、塩生朋子、佐藤 仁の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、桂川志麻氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告16ページをご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

本株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏名	区分	経営	重点戦略				ガバナンス		
		企業経営	企画製作	IP マルチユース	グローバル	組織・人事	財務・会計	法務 リスクマネジメント	サステナビリティ
多田憲之	再任	●		●		●		●	●
吉村文雄	再任	●	●	●	●	●		●	
和田耕一	再任	●				●	●	●	●
鎌田裕也	再任	●		●				●	
小嶋雄嗣	再任	●	●	●				●	
早河 洋	再任	●	●	●		●		●	●
野本弘文	再任 独立社外	●		●					●
植木義晴	新任 独立社外	●			●				●
堀口政浩	再任 監査等委員	●						●	●
塩生朋子	再任 独立社外 監査等委員				●			●	
佐藤 仁	再任 独立社外 監査等委員	●		●			●	●	
桂川志麻	新任 独立社外 監査等委員						●	●	

(注) 上記スキル・マトリックスは、各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月29日開催の第99期定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

今般、社外取締役の責務や期待される役割がこれまで以上に増大することや他の国内企業の報酬水準、経営体制の充実化及びコーポレート・ガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化等諸般の状況を勘案して、取締役の報酬額を年額480百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当社は、半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会の議論を踏まえ、本株主総会で本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）の変更を決議しており、当該変更後の決定方針の概要は以下に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の決定方針に従った報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっているため、相当であると考えております。

なお、現在の取締役の員数は7名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（社外取締役2名）となります。

以上

（ご参考）本株主総会で本議案が原案どおり承認可決された場合の、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の概要

（1）基本的な考え方

当社の取締役報酬は、業務執行内容、経営環境、財務状況等を考慮し、当社と同程度の事業規模及び関連する業種・業態に属する企業における役員報酬水準を参考に決定いたします。当社の取締役報酬（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役の報酬を除く。）は、業績向上によるインセンティブが働く制度とし、金銭報酬及び非金銭報酬により構成します。金銭報酬については、職務評価に基づく月額固定の基本報酬、業績連動報酬としての賞与で構成し、非金銭報酬については、業績連動型株式報酬により構成するものとします。

監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、専門性、経験、役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分し、相応な基本報酬のみで支給します。

(2) 基本報酬に関する方針

月額報酬（確定額の報酬）として、賞与と合わせて株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責・成果、執行役員及び従業員の給与・賞与・昇給等の水準、最近事業年度の経営成績目標に対する到達度、過去の支給実績などを総合的に勘案し、報酬額を決定します。

(3) 賞与に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、年次計画達成への短期のインセンティブ付与を目的として、2024年度以降において新たに賞与を導入します。原則として、個々の取締役の年間賞与額は、役位別の賞与標準額に各事業年度の業績結果の達成率等により決まる支給率を乗じることにより変動するものとし、基本報酬と合わせて株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、年2回に分けて支給するものとしします。

(4) 業績連動型株式報酬に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるための中長期のインセンティブ付与を目的として、業績連動型株式報酬を導入し、原則として、別に定める株式交付規程の基準に従い退任後に当社株式を交付します。

(5) 報酬等の割合に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬で構成されており、監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役は基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。なお、監査等委員でない取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬の割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。

(6) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

①基本報酬

基本報酬は金銭とし、在任中に、原則として毎月一定の時期に支払うものとしします。

②賞与

当社が持続的成長を目指していくにあたり業務執行の成果を測る上で適切であることから、各事業年度の当社の単体当期純利益及び連結営業利益等に連動する制度とします。個々の取締役の年間賞与額は、役位別の賞与標準額に各事業年度の計画策定時の目標値の達成率等により決まる支給率を乗じることにより、0～110%の範囲内で変動するものとし、年2回に分けて支給するものとしします。

③業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、毎年一定の時期にあらかじめ定められた固定ポイント及び業績連動ポイントを付与しますが、業績連動ポイントは当社の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じることで0%～200%の範囲内で変動します。取締役等の退任後、当該取締役等の在任期間中に付与された固定ポイント及び業績連動ポイントの累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。なお、業績連動ポイントにおける指標は、当社の事業形態等に適したものとして、収益性指標である単体営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としております。

(7) 報酬等の委任に関する事項

取締役会は、前述の方針に基づいて、代表取締役社長 吉村 文雄に、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容の最終決定を委任し、上記方針に基づいた個人別の報酬案の作成を担当部署に指示するとともに、作成された個人別の報酬案の内容を検討したうえで、個人別の報酬等の内容を決定します。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

以 上

株主総会会場ご案内図



- J R 線
有楽町駅下車（中央口又は銀座口）徒歩約5分
 - 東京メトロ
 - 丸ノ内線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約2分
 - 日比谷線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約3分
 - 銀座線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約5分
 - 有楽町線 有楽町駅下車（D7出口又はD8出口）徒歩約5分
 - 有楽町線 銀座一丁目駅下車（4番出口）徒歩約4分
- ※駐車場のご用意はございませんので、公共交通手段をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。